

藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第 4 7 条第 2 項」に改める。

第 1 3 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 1 4 条第 1 項又は第 4 5 条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

附 則

- 1 この条例（第 1 3 条第 4 項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行し、改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例の規定は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。
- 2 この条例中第 1 3 条第 4 項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。